

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年12月28日

扶桑町長 鯖瀬 武



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
扶桑町全域
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和5年12月28日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 2経営体
個人 9経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。
5. 農地中間管理機構の活用方針
扶桑町では、各地域ごとに担い手が定まっている。
担い手の担当地区で農地の貸付希望があった場合、利用権設定による貸付を基本とする。
ただし、農地の出し手から希望があった場合は、農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
10年後の扶桑町の農業は高齢化が進み若年の農業者が減少し、農地が利用されず耕作放棄地の増加が見込まれる。
今後の自己所有農地の管理について、自己管理ができない農地については、地域の中心となる認定農業者及び認定新規就農者を始め、各地区の担い手に集積、集約化を進める。
新規就農については、扶桑町の新規就農者確保目標を年間1人としていることから、相談があれば、既存の担い手と調和を図りながら進めていく。